

農業を続けたいけど

これからも耕作が続けられるか心配…という方へ。

ご存じですか？

中山間地域等 直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位として、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、協定にしたがって農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象の地域

【特定農山村法】・【山村振興法】・【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】・【半島振興法】・【棚田地域振興法】によって指定された地域

* 京都府の場合

対象農用地・交付金額

田 と 畑 それぞれの

急傾斜・緩傾斜に交付されます。
（市町村によって基準が変わる場合があります）

※草地・採草放牧地の急傾斜・緩傾斜も交付の対象となります。
※小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額です。
※対象の農用地は市町村によって基準が変わる場合があります。

田

急傾斜（1/20以上）

最大 21,000 円 / 10a

緩傾斜（1/100以上）

最大 8,000 円 / 10a

畑

急傾斜（15度以上）

最大 11,500 円 / 10a

緩傾斜（8度以上）

最大 3,500 円 / 10a



第5期対策（R2～R6年度）版であり、次期対策以降制度内容が変更となる可能性があります。

手続きの流れ

● 協定の作成

協定は、集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、**集落との話し合いと合意**によって作成します。

● 市町村へ協定を提出し認定を受ける

協定を**6月末**までに市町村に提出すると、市町村長が**7月末**までに認定します。

* 協定は「農業の有する多面的機能の発揮と促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出します。

● 活動の実施

協定に基づき活動を実施します。

● 実施状況の確認

市町村が活動の実施状況を**10月末**までに確認します。

交付対象の活動

必須

1

基礎単価

農業生産活動等を**継続**するための活動

選択

2

体制整備単価

体制整備のための**前向き**な活動

1

のみ実施

単価の**8割**を交付

1

&

2

どちらも実施

単価の**10割**を交付

高齢者の見回り活動やサロン活動を利用した
生きがいづくり



話し合いの様子



マンドリンとギターの
演奏会

協定の広域化と中間
管理機構事業（農地
バンク）を活用し、農
地集積を推進



草刈り作業の様子

急傾斜地での営農活動の維持に
活用し、棚田の景観を保全

美しい棚田の風景



都市農村交流施設
「そば×棚田」で地域おこし

京都府内
中山間地域での
取組事例

もっと
知りたい！

詳しくはお住まいの市町村の担当課へ

京都府



国

